

二 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第二十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替（第三十九条 第三十 九条の十）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条の十一 第四十一条の二）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「株券等」とは、次に掲げる有価証券をい う。</p> <p>一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債 券</p> <p>二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九 十八号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資証券</p> <p>三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四 十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券 及び優先出資引受権証書</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替（第三十九条・第三十 九条の二）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条の二の二 第四十一条の二）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で 、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指 定したものをいう。</p>

産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律）平成十二年法律第九十七号（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律）平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。）、「新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

五 次に掲げる有価証券のうち、前各号に掲げる有価証券をもつて償還されるもの

イ 社債券

ロ 投資信託法に規定する投資法人債券

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条第一項の規定による相互会社の社債券

ニ 資産流動化法に規定する特定社債券（旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。）

ホ その他特別の法律により法人の発行する債券

六 外国又は外国法人の発行する債券で新株予約権付社債券及び前号（二）に掲げるものを除く。（一）に掲げるものの性質を有するもの

2・3（略）

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請

2・3（略）

により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一（略）

二 この法律若しくは社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この項及び第四条において「社債等振替法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 八（略）

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは社債等振替法第二十二條第一項の規定により社債等振替法第三條第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二條第

により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一（略）

二 この法律若しくは短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この項及び第四条において「短期社債法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 八（略）

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは短期社債法第二十二條第一項の規定により短期社債法第三條第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは短期社債法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは短期社債法第二十二條第

一項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ (略)

四、六 (略)

2 (略)

(資本の額の変更)

第三条の四 (略)

2・3 (略)

4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条(第二十条第三項及び第二十一条第四項(第二十二条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という。))であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要しない。

5 (略)

(業務の範囲)

項の規定又はこの法律若しくは短期社債法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ (略)

四、六 (略)

2 (略)

(資本の額の変更)

第三条の四 (略)

2・3 (略)

4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条(第二十条第三項及び第二十一条第四項(第二十二条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(及びこれらの規定を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という。))であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要しない。

5 (略)

(業務の範囲)

第四条 保管振替機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一～三 (略)

2 保管振替機関は、保管振替業のほか、社債等振替法第三条第一項に規定する振替業及び社債等振替法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「振替業等」という。)を営むことができる。

3 前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、社債等振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

(業務規程)

第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 参加者が第十五条第一項の参加者である場合における次に掲げる事項

イ 顧客の口座に関する事項

ロ 参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する事項

ハ 参加者において預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じた場合の報告に関する事項

四～八 (略)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一～三 (略)

2 保管振替機関は、保管振替業のほか、短期社債法第三条第一項に規定する振替業及び短期社債法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「振替業等」という。)を営むことができる。

3 前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、短期社債法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

(業務規程)

第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 参加者の顧客の口座に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

四～八 (略)

九 第三十一条（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）の通知に関する事項

十（略）

（口座の開設）

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

一・二（略）

三 証券取引法第二十八条項に規定する証券金融会社

四～八（略）

九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十～十三（略）

十四 保険業法第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

十五 投資信託法第二条第二十項に規定する登録投資法人

十六（略）

2（略）

（事故の報告）

九 第三十一条（第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）の通知に関する事項

十（略）

（口座の開設）

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

一・二（略）

三 証券取引法第二十五条項に規定する証券金融会社

四～八（略）

九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十～十三（略）

十四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人

十六（略）

2（略）

（事故の報告）

第七条の五 保管振替機関は、自己又は第十五条第一項の参加者において預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八条第一項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第三十四条第一項の単元未満株式の同法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 (略)

(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八条第一項(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第三十四条第一項の単元未満株式の同法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 (略)

(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項

(これらの規定を第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

(営業譲渡の効果)  
第十二条の三 (略)

2 (略)

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項(投資信託法第八十三条第五項、優先出資法第三十条及び資産流動化法第四十九条第一項に

(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

(営業譲渡の効果)  
第十二条の三 (略)

2 (略)

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先

において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができる。

#### 第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

（新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに前三条の規定は新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額又は新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出し、申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一

出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項（資産の流動化に関する法律第四十九条及び第七十八条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができる。

#### 第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

（株券以外の有価証券）

第三十九条 前章の規定（第十九条から第二十二条まで、第二十八条第二項及び第三節の規定を除く。）は、株券以外の有価証券について準用する。

2) 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券のうち外国法人の発行する有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使により株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。

3) 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第一号及び第二項、第三十二条第八項並びに第三十四条の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」と及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」と及び「実質優先出資社員

条の規定による転換の請求又は第二十二條」とあるのは「第二十條」と、同條第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九條の二 第十四條から第十九條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項、第二十九條、第三十條、第三十一條(第一項第三号及び第二項を除く。)、第三十二條(第六項を除く。)、第三十三條並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九條中「株式の併合、分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く。)、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、第二十九條第二項中「商法第二百二十六條ノ二第一項」とあるのは「投資信託法第八十三條第五項において準用する商法第二百二十六條ノ二第一項又は投資信託法第八十四條第二項」と、第三十一條第一項第二号中「商法第二百十九條第一項、第二百八十條ノ四第三項(同法第二百八十條ノ二十五第三項及び第三百四十一條ノ十五第

名簿」と読み替えるものとする。

4| 第一項に規定する規定のほか、第二十條、第二十一條、第三十一條第二項から第四項まで及び第三十二條第四項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十條、第二十二條、第三十一條第二項から第四項まで及び第三十二條第四項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。

5| 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定(第三十一條第一項第二号及び第三号並びに第二項、第三十二條第四項及び第八項並びに第三十四條の規定を除く。)(は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者名簿」と読み替えるものとする。

6| 第一項に規定する規定のほか、第十九條及び前章第三節の規定(第三十一條第一項第三号及び第二項並びに第三十四條の規定を除く。)(は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二條第八項中「親会社(商法第二百十一條ノ二第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第二十四條第一項において準用する場合を含む。)

三項において準用する場合を含む。)及び第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)(とあるのは、「投資信託法第八十八条第一項の規定により規約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めたとき、又は投資信託法第八十七条第三項」と、「その日」とあるのは、「その時期又はその日」と、同条第三項及び第四項中、「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは、「預託する」と、第三十二条第八項中、「親会社(商法第二百一十一条ノ二第一項)有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する親会社をいう。)(の株主又は社員」とあるのは、「親法人(他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。)(の投資主」と、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(実質投資主名簿の名義書換事務受託者等)

第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者を置かなければならない。

2| 投資法人は、実質投資主名簿を前項の名義書換事務受託者の営業所に備え置くことができる。

(実質投資主名簿の投資口の口数を超える保管振替機関名義投資口に関する取扱)

(に規定する親会社をいう。)(の株主又は社員」とあるのは、「親法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する親法人をいう。)(の投資主」と、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

7| 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(第三十一条第一項第三号及び第二項、第三十二条第八項並びに第三十四条の規定を除く。)(は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8| 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権を表示する証書について準用する。

9| 第三項及び第五項から第七項までに規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三十九条の二 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用並びに社

第三十九条の四 投資信託法に規定する投資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資口を有する投資主の権利の行使についての規定の適用及び投資主総会の決議については、実質投資主名簿に記載され、又は記録された投資口の合計口数を超える保管振替機関名義投資口の口数は、発行済投資口の総口数に算入しない。

(協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の五 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条(第八項を除く。)、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く。)、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「優先出資の分割、協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く。)(の合併」と、新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書及び優先出資の発行価額の全額」と、

員総会及び優先出資社員を構成員とする総会の決議については、実質優先出資社員名簿に記載され、又は記録された優先出資の合計口数を超える保管振替機関名義優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

2) 前項の規定は、資産の流動化に関する法律に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、主務省令で定める。

「転換の請求」とあるのは、「優先出資引受権の行使」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは、「優先出資引受権証書」と、同条第三項中「株券」とあるのは、「優先出資引受権証書」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは、「優先出資引受権の行使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項及び優先出資法第十六条第五項において準用する商法第二百十九条第一項」と、同条第二項中「第二十條若しくは第二十一條の規定による転換の請求又は第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは、「第二十一條の規定による優先出資引受権」と、第三十二条第七項中「株主」とあるのは、「普通出資者、優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証書について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。

この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名

簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出してする申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは「第二十条の規定による優先出資引受権」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

( 実質優先出資者名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い )

第三十九条の六 第三十九条の四の規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「百分の〇、〇、百分の〇又は百分の〇」とあるのは、「百分の〇」と読み替えるものとする。

( 特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用 )

第三十九条の七 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三

条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第二号を除く。）、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）」、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の発行価額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第二項中「商法第一百六十二条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第三項又は旧資産流動化法第七十条第三項」と、第三十一条第一項第三号中「商法第一百九

十三条ノ五第一項」とあるのは「資産流動化法第百一条第一項又は旧資産流動化法第百一条第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十一条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十二条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条(第一項を除く。)並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けしている」と、「申出」とあるのは「申出(預託を受けている新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の発行価額の全額を提出してする申出)」と、「株式の転

換の請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い）

第三十九條の八 第三十九條の四の規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「及び投資主総会の決議」とあるのは、「並びに社員総会の決議及び優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九條の九 第十四條から第十八條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、第二条第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の十 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二条第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への協議）

第三十九条の十一 （略）

（財務大臣への通知）

第三十九条の十二 （略）

2 （略）

（財務大臣への資料の提出）

第三十九条の十三 （略）

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十六条第四項（これらの規定を第三十九条第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條

（財務大臣への協議）

第三十九条の二の二 （略）

（財務大臣への通知）

第三十九条の三 （略）

2 （略）

（財務大臣への資料の提出）

第三十九条の四 （略）

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十六条第四項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して顧客口座

の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十一条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条第二項(第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)、第三十一条第四項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)、又は第三十一条第五項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加者(その者が法人であるときは、その役員)が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十一条第一項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)、第三十一条第二項(第三十九条第二項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条第四項(第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)(又は第三十一条第五項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)(の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加者(その者が法人であるときは、その役員)が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一〇四（略）

五 第十六条第二項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

六 第十六条第三項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

七 正当の理由がなく、第二十八条第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）の規定による交付の請求を拒んだとき。

八 第二十九条第一項後段（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十）の規定による写し若しくは書面の交付を拒み、又は虚偽の記載をして第三十六条の写し若しくは書面を交付したとき。

一〇四（略）

五 第十六条第二項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

六 第十六条第三項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

七 正当の理由がなく、第二十八条第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交付の請求を拒んだとき。

八 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による写し若しくは書面の交付を拒み、又は虚偽の記載をして第三十六条の写し若しくは書面を交付したとき。

第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産流動化法第二百五十二条第一項、投資信託法第二百五十一条又は優先出資法第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)、又は第三十二条第六項(第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。))を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条第四項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)、又は第三十二条第五項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。))の規定に違反して、実質株主名簿等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第七項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)、又は第三十二条第八項(第三十九条の二において準

第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項又は第六項(これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。))の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。))を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)、第三十二条第四項(第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)、又は第三十二条第五項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。))の規定に違反して、実質株主名簿等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第七項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)、又は第三十二条第八項(第三十九条第六項において準用する場合を含む。))

用する場合を含む。)の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

四 第三十九条の三第一項の規定に違反したとき。

(新設)  
( )の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。